

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県測量業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則

(用 地 課) 五二五^ハ

岐阜県建設業者提出書類閲覧規則の一部を改正する規則

(技 術 検 査 課) 五二五

岐阜県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

(同) 五二六

岐阜県解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則

(同) 五二六

岐阜県土木関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 五二六

告 示

道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 五二六

警 察 告 示

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱の一部改正

(警 務 課) 五二八

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農 地 整 備 課) 五二八

規 則

第 三 百 六 十 号

令 和 四 年 十 二 月 二 十 七 日

(火曜日)

岐阜県測量業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十六号

岐阜県測量業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則

岐阜県測量業者登録簿等閲覧規則(昭和三十七年岐阜県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「岐阜県土木整備部用地課内」を「岐阜県庁建設業者提出書類閲覧所内」に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月四日から施行する。

岐阜県建設業者提出書類閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十七号

岐阜県建設業者提出書類閲覧規則の一部を改正する規則

岐阜県建設業者提出書類閲覧規則(昭和四十一年岐阜県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「岐阜県県土整備部技術検査課内」を「岐阜県庁建設業者提出書類閲覧所内」に改める。

附則

この規則は、令和五年一月四日から施行する。

岐阜県浄化槽工事業業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十八号

岐阜県浄化槽工事業業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

岐阜県浄化槽工事業業者登録簿閲覧規則（昭和六十年岐阜県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「岐阜県県土整備部技術検査課内」を「岐阜県庁建設業者提出書類閲覧所内」に改める。

附則

この規則は、令和五年一月四日から施行する。

岐阜県解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十九号

岐阜県解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県解体工事業に係る登録等に関する規則（平成十三年岐阜県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「岐阜県県土整備部技術検査課」を「岐阜県庁建設業者提出書類閲覧所」に改める。

附則

この規則は、令和五年一月四日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十号

岐阜県土木関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県土木関係手数料徴収条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「条例別表第一十八の表に規定する手数料」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 条例別表第一一の表に規定する建設業許可申請手数料、建設業許可更新申請手数料、建設業者経営規模等評価手数料及び建設業者総合評定値通知手数料のうち、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請及び請求をする者から徴収するもの
- 二 条例別表第一十八の表に規定する手数料

附則

この規則は、令和五年一月十日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	県道
路線名	中津川線 田立川線
区間	中津川市瀬戸字中屋平六五番 一地区地内
延長(メートル)	二五・二
供用開始の期日	令和 四・三・七
備考(区域の決定又は変更の告示年月日)	平成 三〇・四・一六

岐阜県告示第四百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道
路線名	四百十七号
区間	揖斐郡揖斐川町鶴見字赤岩九 八七番五地先から 同郡同町同字同九 六七番一地区先まで
延長(メートル)	七五・九
供用開始の期日	令和 四・三・七
備考(区域の決定又は変更の告示年月日)	昭和 三〇・四・一 平成 三〇・三・一六

岐阜県告示第四百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道
路線名	四百十七号
区間	揖斐郡揖斐川町鶴見字北平一 六四〇番五地先から 同郡同町同字下貝戸 一六二六番一地区先まで
延長(メートル)	一〇〇・一
供用開始の期日	令和 四・三・七
備考(区域の決定又は変更の告示年月日)	昭和 三〇・四・一 平成 三〇・三・一五

岐阜県告示第四百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道
路線名	四百十七号
区間	揖斐郡揖斐川町鶴見字境ヶ谷 一六九八番地先から 同郡同町同字鬼姫生 向一六八二番一地区先まで
延長(メートル)	三三六・八
供用開始の期日	令和 四・三・七
備考(区域の決定又は変更の告示年月日)	昭和 三〇・四・一 平成 三〇・三・一五

警 察 告 示

岐阜県警察告示第二号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱（令和三年岐阜県警察告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県警察本部長 加藤 伸 宏

別表警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の項中

第十条第一項

を

第九条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で同条の警備業務を行おうとするときの届出に限る。）

に改め、同項の次に次のように加える。

第十条第一項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）

第八条第一項

別表道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の項中

第八条第一項

を

第八条第一項

に改める。

第八条の五第一項

附 則

この要綱は、令和五年一月四日から施行する。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
益田南部地区	下呂市役所	令和五・四・一・二・三から 五・四・一・三・一まで

令和四年十二月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社